



令和 3 年度

いじめ防止基本方針



<内容>

- 1 いじめの定義
- 2 いじめ解消の定義
- 3 地域・生徒の実態
- 4 教職員・保護者・地域・生徒の願い
- 5 いじめへの吉野中学校の目標
- 6 いじめに対する共通認識
- 7 いじめ防止対策委員会について
- 8 いじめへの対応体制
- 9 いじめへの基本的な対応図
- 10 重大事態への対処
- 11 ネットいじめへの対応
- 12 いじめへの取組に関する点検
- 13 いじめ防止基本方針の公表について
- 14 いじめ防止基本方針の施行について
- 15 年間指導計画

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法から抜粋）

- | |
|---|
| <p>第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。</p> <p>2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。</p> <p>3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。</p> <p>4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。</p> |
|---|

2 いじめ解消の定義

(1) いじめに係わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをむ）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断されるときは、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校はいじめが解消に至っていない段階では、被害者を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を要する。

「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

3 地域・生徒の実態

本地区は、鹿児島市の中心から北東に約10キロ、標高220m、東経130° 34' 12" 北緯31° 38' 36" に位置する台地である。緑豊かな自然と清澄な空気に包まれ、雄大な桜島を仰ぎ、眼下には波静かな錦江湾を、また、遙か開闢・霧島をも臨む事ができる。行政上は昭和9年に鹿児島市に編入、吉野町・川上町・大明丘・下田町からなり、吉野小・川上小・大明丘小の3小学校がある。昭和58年4月1日から本校区の一部が吉野東中学校区として分離された。

吉野中学校生徒数は、834人（令和3年3月1日現在）である。素朴で素直、礼儀正しい生徒が多いが、言葉遣いが粗野で、ひやかしやからかいの生徒同士のトラブルが後を絶たない。生徒の自分専用の携帯所持率は5割を超え、家庭で携帯電話を利用する生徒も含めると、8割を超える高い率である。情報交換無料アプリによるトラブルもあり、情報モラルの指導にも力を入れている。地域の環境が商業地域に発展するに従い、地域での問題行動も発生しており、地域との連携は欠かせない。

4 教職員・保護者・地域・生徒の願い

(1) 教職員

「いじめは絶対に許されない」の心を強く持ち、思いやりある人間愛にあふれた生徒としてお互いに切磋琢磨し、吉野中学校生徒としての誇りを持てる生徒になってほしい。

(2) 保護者

吉野中学校が、安心安全で子どもがのびのびと成長できる環境であるとともに、子どもたちが思いやりを持って、「いじめは絶対に許されることではない」ことを強く心に刻んで学校生活を毎日笑顔で送られるようにしてほしい。

(3) 地域

吉野中学校の生徒が、笑顔であいさつを交わし、みんな仲良く楽しい学校になってほしい。

(4) 生徒

・自分がされて嫌なことは絶対にせず、一人一人がいじめをなくそうという思いを持つ。
・いじめを許さないという雰囲気作りやいじめを止める勇氣、いじめをなくすために力を合わせ、声をかけあう。

5 いじめへの吉野中学校の目標

「いじめを撲滅する取組を充実させ、生徒の健全育成を図る。」

6 いじめに対する共通認識

「いじめが、一人の生徒の一生に関わる問題（自殺、引きこもりなど）につながりかねない問題であることを認識し、いじめを見抜く豊かな人間性と高い人権感覚を磨くとともに、いじめ防止と早期発見、適切な対応に保護者・地域・関係機関等と連携して取り組む。」

<いじめの態様>

- 仲間はずれ・集団による無視・・・話しかけても相手になってももらえない。
- 言葉によるいじめ・・・冷やかしからいやなことを言われる。
- 強要・・・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- 暴力・・・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。また、ひどく叩かれたり、蹴られたりする。
- たかり・・・暴力を背景にして、お金や品物をとられたり、要求されたりする。
- 金品隠し・・・金品を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ネット上のいじめ・・・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷をされたり、個人情報や画像等を掲載されたりする。

7 いじめ防止対策委員会について

(1) 内容

積極的な生徒指導でいじめ(ネットいじめを含む)の防止、早期発見に心がけ、いじめを認知した場合には学校全体で迅速に、組織的に解決に取り組む。

(2) 組織

校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任・各学年生徒指導係・SC・生活指導員

(3) 役割

- ・ いじめ防止基本方針の策定と年間計画の見直し

- ・ いじめの未然防止のための活動の推進
- ・ いじめへの早急な対応及び解決への推進役及び週1回の生徒指導部会での継続した情報交換
- ・ 教職員の資質向上のための校内研修や取組
- ・ 保護者や地域及び関係機関との連携

(4) 開催期日と開催場所

毎週水曜日の2校時（生徒指導部会）及び臨時に招集する。場所は、原則会議室とする。

(5) 連携する機関等

<保護者> 全体保護者名簿を各学年職員室の電話近くに設置する。

<PTA 役員及び理事会> 会長 いじめの問題担当：PTA 副会長

<地域> 主任児童委員（大明丘・吉野・川上）

大明丘コミュニティー協議会 会長，吉野校区コミュニティー協議会 会長

川上校区まちづくり協議会 会長

<関係機関>

教育委員会青少年課，吉野交番，鹿児島中央警察署，鹿児島県中央児童相談所，鹿児島市子ども福祉課，少年サポートセンター（県警察本部），県総合教育センター教育相談課

(6) 連携する関係機関の連絡先

| 関係機関 | 電話番号 |
|-------------------|----------|
| 鹿児島市教育委員会青少年課 | 227-1971 |
| 吉野交番 | 243-2984 |
| 鹿児島中央警察署 | 222-0110 |
| 鹿児島県中央児童相談所 | 264-3003 |
| 鹿児島市子ども福祉課 | 216-1260 |
| 少年サポートセンター（県警察本部） | 232-7869 |
| 県総合教育センター教育相談課 | 294-2200 |

(7) その他の機関



8 いじめへの対応体制

(1) 未然防止

ア 「児童生徒一人一人に、お互いがよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実

(学級として)

- ・ いじめについて話し合わせることで、いじめの定義をより深く認識させる。
- ・ いじめの例や劇、ロールプレイを通して、いじめについての認識を深め、とるべき行動について学ばせる。
- ・ 人を傷つけることをしない、言わない基本ルールを守らせ、公正公平な心を育てる学級経営に取り組む。
- ・ 構成的グループエンカウンターを取り入れることで、健全な学年（学級）集団づくりや人間関係づくりに取り組む。

(生徒会として)

- ・ 生徒の意見や活動を取り入れた学級活動に取り組む。
- ・ 生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに、いじめは絶対に許されないという学級づくりに努める。
- ・ 生徒会による話し合い活動や自主的な活動を推進する。
- ・ 生徒会による「いじめ根絶宣言」など、生徒たちの主体的な活動づくりに取り組む。
- ・ 「いじめ防止啓発強調月間（ニコニコ月間）」や「いじめ問題を考える週間」を通して、いじめ根絶標語やポスター等を募集・掲示し、生徒や保護者、教職員などが主体的に啓発活動に取り組む。

(学校行事等として)

- ・ 体育大会や文化祭等の企画や運営に生徒が参画し、生徒が吉野中の一員であることを実感させる。

(保護者・地域・関係機関との連携として)

- ・ 地域生徒会における地域の方との話し合いの場で、地域行事を確認し積極的な参加をさせるとともに、地域の一員であることを自覚させる。
- ・ 吉野おげんき会の会長を中心にした各活動団体や地域安全モニター、市教育委員会、鹿児島中央警察署等との連携で、「吉野地域中学校青少年育成啓発活動」について啓発する場を夏季休業前に設ける。

イ 「児童生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底

- ・ 道徳や領域等において、いじめや人間関係についての重点的な指導を計画的に行う。
- ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
- ・ 教科、領域、総合的な学習の時間等で、生徒に主体的に関わらせることで、他を思いやる心や豊かな人間関係を学ぶ機会を設ける。
- ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
- ・ 道徳の時間の充実に努め、体験活動を通して道徳実践力を育成する。

ウ 分かる授業で生徒の主体性と自己肯定感の育成

- ・ 講義調の授業からの脱却
- ・ 「主体的・対話的な深い学び」
- ・ 基礎的・基本的内容の定着
- ・ 活用力の育成

- ・ 生徒の思考力・判断力・表現力の育成
- ・ ICT 機器の活用等
- ・ 共感的人間関係の中での自己決定の場の工夫

(2) 早期発見・早期対応

ア いじめの問題に関する実態把握

- ・ 学級内や部活動等を通して、生徒の心情と行動を的確に把握をし、情報交換を密にする。
- ・ 学期 1 回いじめアンケートを実施し、子どもの人間関係を組織的に把握する。
- ・ 「学校楽しいーと」を年 2 回実施し、生徒の実態をより深く把握し教育相談に生かす。
- ・ 教育相談週間を設定し、子どもや保護者の悩みを気軽に相談できる体制を整備する。

イ いじめについての相談体制の充実

- ・ 被害児童生徒のケアについて、カウンセラー等とも連携する。
- ・ いじめに関わった生徒や保護者に関して、組織的な対応を取る。
- ・ 計画的な個別相談の実施や、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の更なる充実を図る。
- ・ 24 時間電話相談「かごしま教育ホットライン 24」の周知徹底をする。

ウ いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材の連携の推進

- ・ 児童生徒や保護者の声に対して、誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。
- ・ 発生した事案に対し正確に事実把握（行為の内容・時間・場所の特定、集団の質や構造の把握、人間関係の変遷等）をし、適切な判断で支援する。
- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や関係機関等との連携

(3) 教職員の資質向上

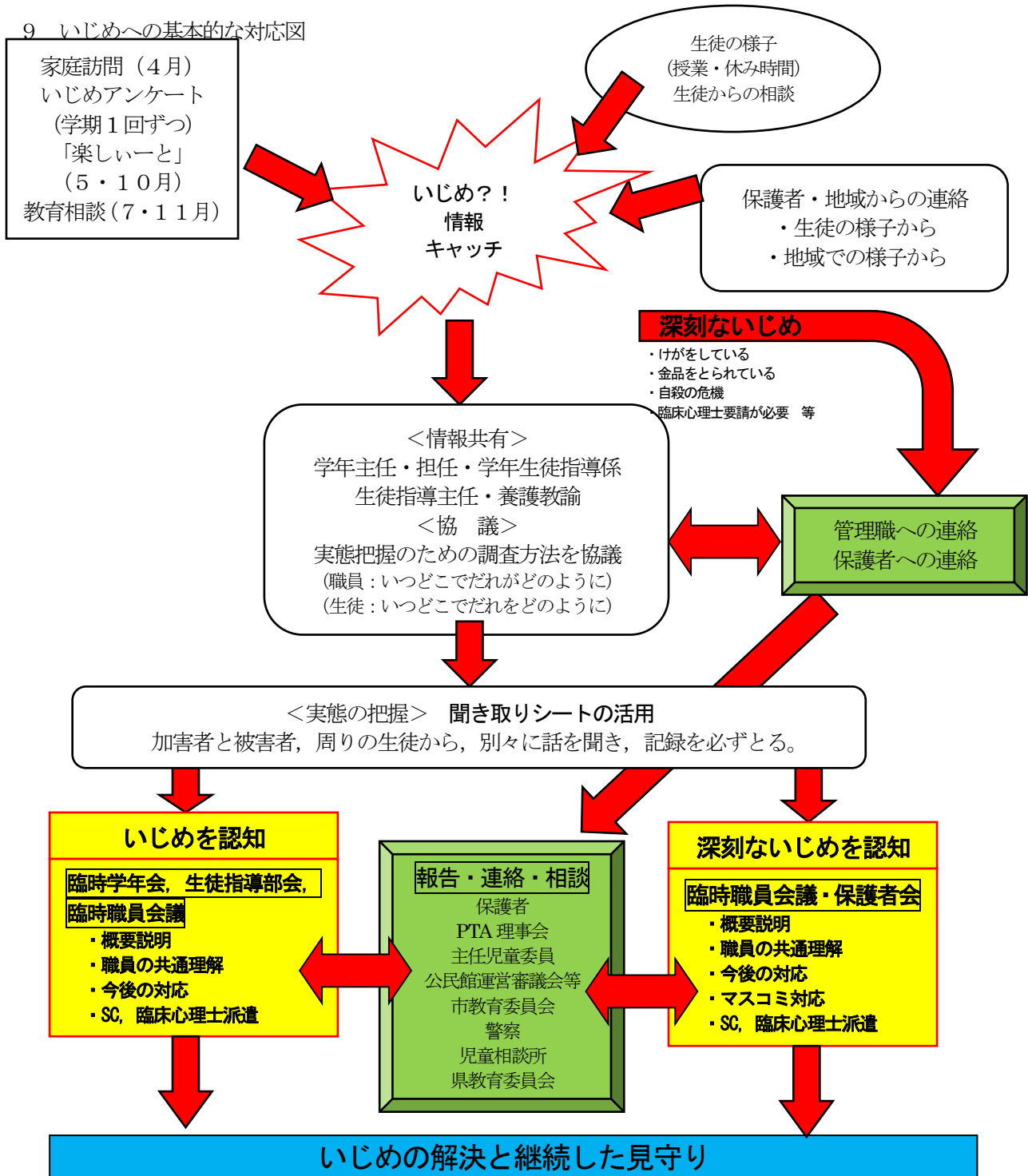
ア いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解

- ・ いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、十分な共通理解を図る。
- ・ いじめの問題に対して生徒への指導について職員で共通理解を図る。
- ・ いじめられている児童生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。

イ いじめの問題に関する教職員の資質向上

- ・ いじめへの組織的対応のシミュレーションやカウンセリング演習等の教職員研修を行う。
- ・ いじめにかかる教職員の指導方法や教育相談に関する研修の充実を図る。
- ・ スクールカウンセラーを活用したカウンセリングなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
- ・ 県道徳教育研修会、ネットいじめ対策研修会、県総合教育センター等におけるいじめの問題に関する研修会を積極的に活用する。

9 いじめへの基本的な対応図



<対応のあり方>

- いじめられた生徒に対して
 - (1) 「いじめられている子どもを守り通す」という学校の姿勢を明確に示す。
 - (2) 担任, 養護教諭等の誰かが必ず相談相手になることを理解させ, 決して一人で悩まず, できる限り誰かに相談するように指導する。
 - (3) 冷静にじっくりと子どもの気持ちを受容するとともに, その子のよさを見つけ, 認め, 共感的に受けとめる姿勢で臨む。
 - (4) いじめられていることによる心理的影響にも配慮し, 専門家等と連携することも検討する。
- (保護者に対して)
 - ・ 話合いの機会を早急にもつ。
 - ・ 誠意ある対応に心がける。
 - ・ 学校が把握していることについて伝えるとともに, 家庭での様子についても語り合う。
 - ・ 必要に応じて家庭訪問を行うなど, 解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
 - ・ 場合によっては, 緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対しても弾力的に対応する。

- いじめた生徒に対して
 - (1) いじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、「いじめが人間として許されない行為であること」を分からせる。
 - (2) 何がいじめであるかなど、いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
 - (3) 当事者だけでなく、周りの子どもからの情報も収集し、実態を正確に把握する。
 - (4) 集団によるいじめも視野に入れて、集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導に当たる。
 - (5) いじめた子どもの家庭や地域での状況、人間関係や生活経験等についても把握しておく。
 - (6) 場合によっては、警察等の協力や出席停止措置を講じる。

(保護者に対して)

- ・ 事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
- ・ いじめは絶対に正当化できないものであることを毅然とした態度で示す。
- ・ 担任等が仲介役となり、いじめられた子どもの保護者と理解し合うように要請する。

- いじめが起きた集団に対して

(周りではやし立てる子どもへの対応)

- ・ はやし立てる行為は、いじめと同じ行為であることやいじめられた子どもの心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。
- ・ はやし立てる行為を正当化しようとする言動（「見ていただけ」、「自分だけじゃない」などと主張する子ども）には、それは許されない行為であることを十分に理解させた上で、対応する。

(見て見ぬふりをする子どもへの対応)

- ・ 自分が所属する集団内（学級や部活動など）で起きているいじめは、全員に関係することであり、見て見ぬふりをする行為は、いじめを認め、加担することにもつながることを理解させる。
- ・ 「見て見ぬふりをする」行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で、互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係を築くこと等について指導する。

- 地域や関係機関等に対して

いじめ防止対策委員会等を開催し、学校と関係機関及び団体との連携を密にする。いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

<いじめを受けた生徒、いじめた生徒、周りにいた生徒（以下「いじめに関わる生徒」）の聴取方法>

- ・ いじめに関わる生徒の聴取は、静かで他の生徒から見えない「心の教室」や学習室、職員室等で行い、必ず記録する職員も含めて複数で対応する。その際、セクハラ等の別な問題に発展しないように男女の職員を配慮して行う。
- ・ 授業を優先して放課後等に行うことを原則とするが、緊急な場合や欠席している場合、教室に入れない場合等は、授業中でも早急に聞き取りをする。

<いじめ聞き取りシート>

下記のシートに従って聞き取りをし、学年職員室の金庫の中にファイルを保管する。年度末に次期学年に必ずファイルごと引き継ぐ。裏面には、学校がとった対応について時系列で記入していく。

| | | |
|--|-------------------|------------------|
| 表面 | いじめ聞き取りシート | |
| | 記入日： 平成 年 月 日 | いじめ認知日： 平成 年 月 日 |
| 被害者【 年 組 番 氏名 】 | | |
| <p><日時> 月 日 () 時頃 <場所> () <誰が></p> <ul style="list-style-type: none">・直接関わった生徒氏名 (年 組)・周りで見ていた、はやしたてた生徒等 氏名 (年 組)・止めようとした生徒氏名 (年 組) | | |
| <p><概要> いじめの態様 ()</p> <ul style="list-style-type: none">・いじめ発見のきっかけや情報源、いじめの概要、被害者や加害者の状況・どのような場面で、どのようなことが、なぜ起きたのかを具体的に記入・いじめの態様 (冷やかされる、蹴られる、叩かれる等) を具体的に記入 | | |
| <p><具体的な現場状況図></p> <p style="text-align: center;">いじめが起きた現場や生徒の動きを図示</p> | | |
| <p><周りにいた生徒の話></p> <p style="text-align: center;">周りの生徒から聞き取ったことをそのまま記述</p> | | |
| <p><関係機関・警察等との連携の必要性> 緊急に連絡する必要がある場合は、○を付ける。 市教育委員会 警察 児童相談所 臨床心理士を要請 その他 ()</p> | | |

| | |
|-----------|---|
| 裏面 | 学校の対応や現状について、以下の項目を時系列で記入 |
| | <ul style="list-style-type: none">・いじめた生徒への対応、いじめられた生徒への対応等・校内体制づくりの流れ・保護者への連絡、関係機関との連携等・報道対応等・生徒の現状等 |

10 重大事態への対処

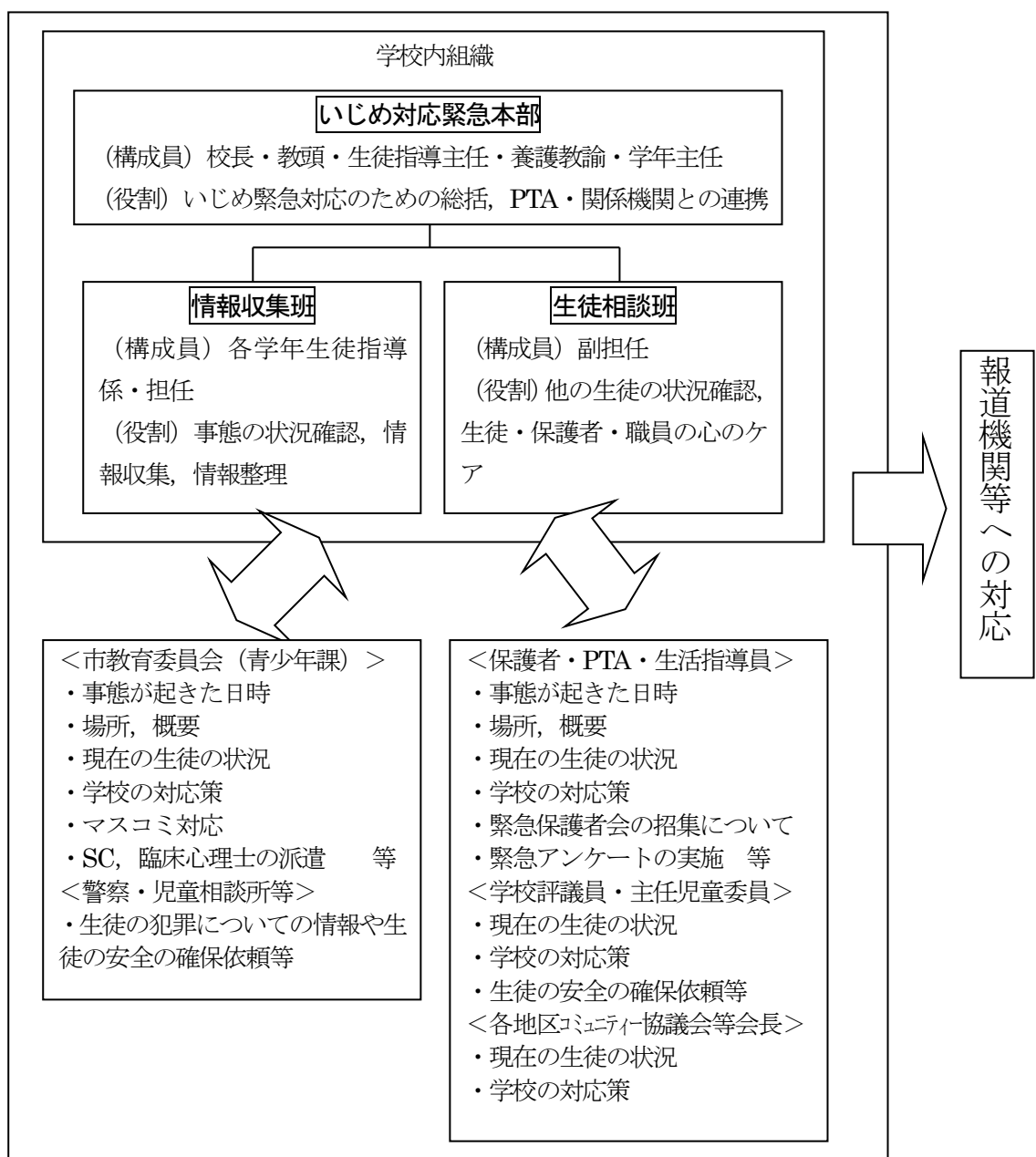
(1) 重大事態の発生と報告

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめられた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）

(2) 緊急対応組織及び連携方法



(3) 事実関係を明確にするための調査の実施

いじめ聞き取りシートを活用して、以下の事実関係を、公平性、中立性の確保に努めながら、可能な限り網羅的に調査する。調査主体に不都合なことがあったとしても、客観的に可能な限り事実を明確にする。

なお、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関との連携を密にしながら、客観的な事実関係を速やかに調査することにも配慮する。

- ・いつ（いつ頃から）
- ・どこで
- ・誰が
- ・何を、どのように（態様）
- ・なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

【いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合】

いじめられた生徒から十分に聞き取る。在籍生徒や教職員に対し、質問紙調査や聞き取り調査を行う。いじめられた生徒や情報を提供した生徒を守ることを優先した方法で実施する。

また、インターネット上でのプライベートに関する情報拡散・風評被害等にも配慮する。

【いじめられた生徒からの聞き取りが困難な場合】

当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査が考えられる。調査にあたっては被害生徒、保護者の心情や要望、意見十分に聴取し、プライバシーに十分配慮しながら調査を行う。

(4) 適切な情報の提供

いじめを受けた生徒、保護者に適時・適切な方法で経過を報告する。また、個人情報に十分注意し、情報を共有する。その際、該当生徒、保護者への了解を得る。学校以外の機関が調査を行う場合、資料提出、調査に協力する。

<報道取材への対応>

- ・ 教育委員会の指導を得て、個人情報や人権に配慮しながら正確な情報と事実を公表する。
- ・ 誠意ある対応をとり、公平な対応をとる。

<ポイント>

- ・ 窓口の一本化
説明は、責任者である学校長が窓口となり対応する。責任者が不在の時には、その旨を説明し、学校長から直接連絡するようにする。
- ・ 報道機関への要請
取材が一度に殺到し、現場の混乱が予想される場合には、生徒の動揺を防ぎ、正常な学校運営を維持するため、適切な取材方法を報道機関に要請する。
- ・ 取材者の確認
報道機関から取材があった際には、教頭が相手側の社名や担当者氏名、電話番号及び取材内容等を必ず記録する。
- ・ 取材意図の確認及び準備
あらかじめ、取材意図を確認し、予想質問に対する回答を作成する等、的確な回答ができるよう準備する。準備にあたっては事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等の配慮はできているか等の事項に留意するとともに、教育委員会・警察等の関係機関と事前に協議する。
- ・ 明確な回答
把握していないことや不明なことは、その旨を明確に伝え誤解につながる返答はしない。また、決まっていないこと、答えられないことは曖昧に返答せず、対応できる時期を示す。万が一誤って説明していたことが判明した時には直ちに取材者に訂正を申し出る。

(5) 調査結果の報告

鹿児島市教育委員会に調査結果を報告し、その後の対応や措置を協議し実行する。また、改めて文章により報告する。

1.1 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめの特徴

- ・ インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。
- ・ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなり得る。
- ・ インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の者からアクセスされる危険性がある。
- ・ 保護者や教師など身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難であるため、「ネット上のいじめ」の実態を把握することが難しい。

(2) 「ネット上のいじめ」の類型

- ・ 掲示板・ブログ・プロフ及び無料情報交換アプリ（LINE等）上での「ネット上のいじめ」（誹謗・中傷の書き込み、個人情報を無断で掲載）
- ・ メールでの「ネット上のいじめ」（「チェーンメール」や「なりすましメール」での誹謗・中傷）
- ・ 口コミサイトやオンラインゲーム上での誹謗・中傷

(3) 対応

- ・ 「ネットいじめ」の特徴を踏まえ、正確な事実把握と情報の共有に努める。
- ・ インターネット掲示板に他人への誹謗中傷を書き込みことは「いじめ」であり、絶対に行わないよう指導の徹底を図り、「いじめは絶対に許されない行為である」「いじめられた生徒を守り通す」という、毅然とした姿勢で臨む。
- ・ 「ネット上のいじめ」により、命にかかわる深刻な問題につながりかねないことを指導する。
- ・ 親子で、携帯電話が本当に必要かどうか、家庭内のルールなどについて、きちんと話し合わせる。
- ・ フィルタリングを設定したりするなどの、保護者の責務について指導する。

(4) 誹謗中傷等の削除方法

- ・ 問題となっている掲示板等のURLを記録し、画面を印刷したり、デジタルカメラで撮影したりするなどして内容を保存する。
- ・ 掲示板等の管理者に、運用方針に沿って削除依頼をする。ただし、管理者によっては、依頼内容を公開したり、個人情報を悪用したりする場合もあるので注意が必要である。
- ・ 管理者が対応しない場合などは、インターネット接続業者に削除依頼をする。
- ・ 内容がエスカレートしたり、削除依頼をしても削除されなかったりする場合は、ネットポリスや県警への相談も対応・検討する。

1.2 いじめへの取組に関する点検

下記の項目に従って学期毎に評価し、課題については、いじめ防止対策委員会で協議して改善策を策定し、次年度のいじめ防止基本方針に反映させる。

- いじめの問題への取組の定期的な点検を行い、その評価を行っているか。
- 点検結果を全教職員で共有した上で、取組の改善につなげているか。
- 生徒へのアンケート等の実施を行うとともに、日記等の活用など日常の取組を推進しているか。
- いじめへの対応に、一人では抱え込まないで学校全体の組織的な対応をしているか。
- いじめを把握した時の保護者への連絡を適切に行っているか。
- いじめを把握した時の教育委員会への連絡を迅速に行っているか。
- 校長への報告・相談・連絡など、校長を中心とした一致協力体制の確立を図っているか。
- 指導上配慮を要する児童生徒の進学や転学等に関して、教員間の適切な引継ぎ等を行っているか。
- いじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得ているか。
- いじめや暴力行為等に関して、学校と警察との円滑な連携と情報共有を行っているか。

1.3 いじめ防止基本方針の公表について

策定したいじめ防止基本方針は、学校 WEB ページで公表するとともに、保護者や地域にも広く知らせる。

1.4 このいじめ防止基本方針は、平成 26 年度から施行する。

1 5 年間指導計画

| 月 | 月目標 | 計画及び評価 | 実態把握等 | 各教科・道徳・特別活動等 | 生徒会活動 | 教育相談 | 職員研修 |
|----|-----------------------|---|-------------------------------|---|--------------------|-----------------------|------------------------|
| 4 | 新しいクラスメイトの事を知ろう。 | 年間及び1学期の活動計画の検討 取組評価アンケートの作成 | | 「いじめを考える時間」の実施 学活(共通主題「学級生活を充実させるために」) | 各教科における 指導計画の確認 | 家庭訪問 学級PTA | 学校基本方針の確認 |
| 5 | 正しい行動をすることに努めよう。 | 吉野中にこにこ月間(5月25日から) 「心の教育の日」(5/30) | 生活アンケート(学校楽しーと) (心の教育の日実施) | 道徳(共通主題「正義 公正・公平(4-3)」) | (生徒向け)全体指導 | | 具体的な対応の在り方 生徒指導事例研修 |
| 6 | 人権について考えよう。 | 吉野中にこにこ月間(～6月25日) 保健教室 (1年心身の発達;2年生命尊重) | | いじめ問題を考える月間(にこにこ月間)の実施 いじめ防止標語作成(にこにこ月間) | | 教育相談 土曜参観 地域PTA | 家庭との連携の在り方 |
| 7 | 命の尊さについて考えてみよう。 | 取組評価アンケートの実施 | (学)いじめアンケート | 道徳(共通主題「生命尊重(3-1)」) | | 保護者と教師の語る会 学級PTA | |
| 8 | 規則正しい生活をし、家庭生活を振り返ろう。 | 取組評価アンケート集計、取組の検証 2学期の活動計画の検討 | | | | 三者面談 | 人権同和教育研修 |
| 9 | 集団での行動に協力しよう。 | 実態に基づいた対応策の検討 | | 道徳(共通主題「集団生活の向上(4-4)」) | | 個別面談 | 生徒指導事例研修 |
| 10 | 仲間との助け合う心の大切さを知ろう。 | | (学)いじめアンケート | 道徳(共通主題「友情・信頼(2-3)」) | 生徒会立会演説 | | 具体的な対応の在り方 |
| 11 | 自分の事を知り、振り返ってみよう。 | | 生活アンケート(学校楽しーと) | | | 三者面談・教育相談 | |
| 12 | 豊かな人間関係を作ろう。 | 取組評価アンケートの実施、集計 取組の検証 | | 学活(共通主題「友人の個性について認めよう」) | 街頭募金活動 | 三者面談・教育相談 学級PTA | 取組評価結果から |
| 1 | 人に感謝する心を持とう。 | | (学)いじめアンケート | 道徳(共通主題「感謝(2-6)」) | 書き損じはがきボランティア | | 具体的な対応の在り方 |
| 2 | 人との関わり方について考えよう。 | 取組評価アンケートの実施、集計 | | | | 学級PTA | 今年度の反省 |
| 3 | 来年度のために、よい思い出を作ろう。 | 取組の検証 次年度活動計画案作成 | | | | | |